

『政経研究』奨励賞規程

(趣旨)

第 1 条 政治・経済・社会・文化の向上発展に寄与することを目的とする公益財団法人政治経済研究所（以下、当法人と略記）は、研究者の育成と学術研究の奨励に適した研究環境を整備し、学術の発展にとくに貢献すると認められる研究論文ならびに学術図書を顕彰するため『政経研究』奨励賞を贈呈する。

(資格)

第 2 条 選考対象候補者は、『政経研究』奨励賞の趣旨に賛同する 40 歳代までの個人ならびにその共同研究者であることを必要とする。

(賞)

第 3 条 受賞者には表彰状と副賞 10 万円を贈呈する。

(件数)

第 4 条 受賞件数は原則として毎年 1 件とする。

(対象)

第 5 条 受賞対象論文等は、表彰年の前年を含めた 3 か年間に発刊された『政経研究』誌上掲載の研究論文ならびに公刊された学術図書とする。

(推薦期間)

第 6 条 選考対象候補者の推薦期間は、表彰年の 1 月から 3 月までとし、推薦期間と選考候補者募集等については Web サイトならびにメールニュース等で告知する。

(推薦人)

第 7 条 当法人の研究員ならびに研究会員は、選考対象候補者を推薦期間中に自薦も含め推薦することができる。

(選考機関)

第 8 条 推薦された選考対象候補者の中から受賞者を審議選考するため選考委員会を設ける。
2 選考委員会は学識経験者 10 名以内によって構成し、選考委員長は理事会で理事のなかから選任し、選考委員は理事会で選任する。

(受賞者の決定)

第 9 条 選考委員長は 9 月末日までに選考結果を代表理事に報告する。
2 選考結果にもとづき、理事会は受賞者を決定する。

(表彰)

第 10 条 当法人は、受賞者に表彰状と副賞を贈呈する。なお、表彰は、原則として 11 月に行う。
2 選考委員長は表彰の場で講評を行うものとする。

(規程の改正)

第 11 条
本規程の改訂は理事会で行う。

【付記】本規程は 2016 年 11 月 23 日から施行する。